

白石区複合庁舎警備業務 質問項目及び回答

No.	質問項目	回答
1	機械警備の通信回線は受託者で用意することよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
2	機械警備業務のセンサーの数量を示していただけませんか。	センサーは受託者が警備上必要とする数量を設置いただきますが、現在、設置しているセンサーの数量は62個です。
3	仕様書の8機械等の設置(4)に「吹き抜け上部に設置されているトップライトについては、開閉を監視する警備機器を設置すること。」とありますが、トップライトの場所はどこですか？	仕様書別紙の1階図面上の「上部吹き抜け」の天井部にトップライトが6か所あります。
4	仕様書の8機械等の設置(5)に「ブロック毎に警備の開始・解除ができるシステムとすること。」とありますが、ブロックの範囲と数はどのようになりますか。また、1箇所各ブロックの開始・解除を行う方法とブロックの場所で警備の開始・解除を行う方法がありますがどちらですか。	ブロックの範囲はこちらで明確に定めておりませんが、受託者が警備業務を行う上で必要な範囲で設定いただきます。 なお、現在は12のブロック毎に警備の開始・解除をしておりますが、現在のブロックの内訳を確認されたい場合は、白石区複合庁舎4階総務企画課で内訳書を閲覧いただけます。 また、警備の開始・解除は1箇所で行います。
5	防犯カメラのデータの取出し等、カメラの設置も受託者側で取付でしょうか？具体的に設置となれば何台でしょうか？	仕様書6警備の内容(1)常駐警備ソのとおり、委託者からの指示による防犯カメラの録画データの取り出し作業は受託者に行っていただきます。 防犯カメラは委託者により設置していることから、受託者側で取り付ける必要はありません。